

住宅用火災警報器

平成23年6月1日から全ての住宅で
設置が**義務化**されます。

住宅用火災警報器（以下「住警器」とは
火災による煙を自動的に感知して警報を鳴らし、逃げ遅れてしまつたのを防ぐための機器です。

住宅火災の死亡原因第一位は「逃げ遅れ」
住宅火災による死者（放火自殺者等を除く。）の発生状況を経過別に見ると、逃げ遅れが最も多く、全体の約6割を占めています。実際の火災時には、意識がもうろうとし、一酸化炭素中毒や酸欠症状、炎により、逃げ遅れると死亡事故へつながります。

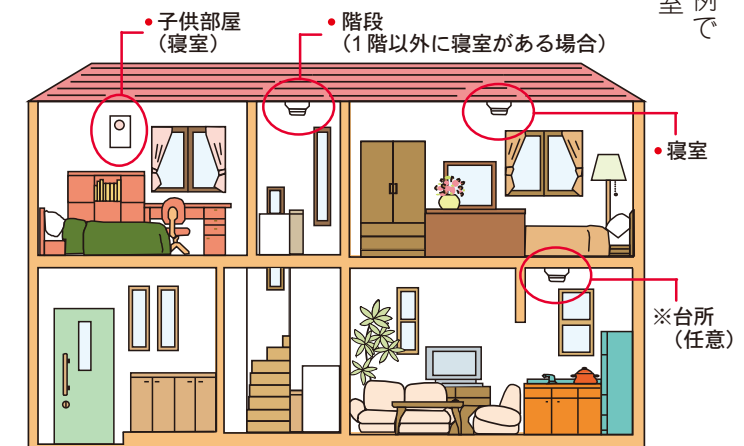
設置の義務化について
（戸建住宅・共同住宅等を含む）
消防法の改正に伴い、新築住宅については平成18年6月1日より既に義務化となっています。既存住宅については市条例で定める平成23年6月1日から義務付

けになります。
また設置状況については、県平均で約45%、浦添市は約60%となっています。（平成22年12月末現在）

寝室と階段上部に設置
浦添市火災予防条例では、住警器について寝室および寝室に通じる階段上部に設置することを義務付けています。

これは、死者の発生状況を時間帯別にみると、火災件数は、起きている時間帯が多い一方で、火災死者数は就寝時間帯の方が多くなっていることから、必要最小限で効果の高いと考えられる場所として、寝室に設置することとされました。

また、寝室が2階にある場合などでは、階段室にも設置



することとされています。これは、階段室が火災による煙の集まりやすい場所であるとともに、避難経路となる場合が多いからです。

付けてて
よかった！

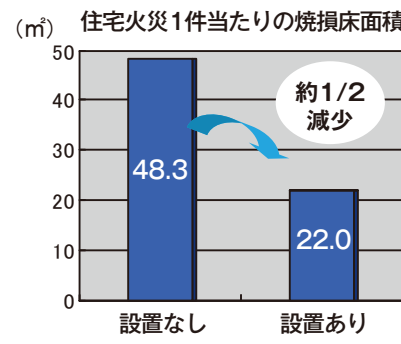
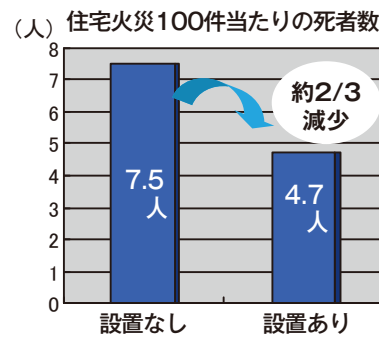
事例1、2は浦添市で
起こった実際の事例

事例1
飲酒後帰宅して、鍋で調理していたが、火を点けたまま就寝。その後、住警器が鳴ったため自ら消し忘れに気づき、大事には至らなかった。

事例2
団地で留守宅から住警器が鳴っていたため、隣人により消防署へ通報。ガスこんろの消し忘れにより鍋を焦がし発煙していたが、消防隊出動によつて大事には至らなかった。

事例3
居住者が寝たばこで火を消さずにそのまま就寝。布団から発火し寝室の住警器が鳴ったため自ら気づいて消火。大事には至らなかった。

設置の効果は？
消防庁が平成19年から平成21年までの3年間に発生した住宅火災（放火または放火の疑いであるものを除く）を対象に分析したところ、住警器を設置していた場合、死亡リスクや被害面積の拡大リスクが大きく減少する結果がでています。



住警器の選び方
住警器は、大きく分けて「煙を感知するもの」と「熱」を感知するものの2種類があります。

悪質訪問販売に注意！

住警器設置義務化に伴い、悪質な訪問販売などが予想されますのでご注意ください。

代表的な例としては、
①高齢者を狙い、一個数万円と高額で売りつける
②「消防署から来た」と言っています。
③「設置していないと違反だ」といって強引に話をすすめる。

安心して使えます。



また、日本消防検定協会の検査に合格したNSマークが付いたものは、安心して使えます。

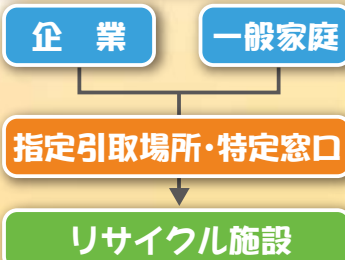
住警器は家電販売店、ホームセンター、防災設備取扱店などで購入することができ、ほとんどがドライバー一本で取り付けられるようになっています。

はじまっています、 消火器のリサイクル！

平成22年1月1日から、現在お持ちの消火器を廃棄する場合は、指定引取場所または特定窓口で「既販品用消火器リサイクルシール」を購入し、消火器に貼り付け、廃棄となります。また、平成22年1月以降に製造されている消火器には、消火器リサイクルシール付で販売されています。



リサイクルの流れ



市内の指定引取場所・特定窓口

●指定引取場所

新沖縄防災工業株式会社 ☎878-1941
(浦添市牧港2-55-2)

●特定窓口

株式会社グリーンクロス沖縄営業所 ☎873-0200
(浦添市当山2-6-3)
有限会社国仲商会 ☎876-8884
(浦添市字経塚441番地1階)

※料金については、直接お問い合わせください。

問い合わせ：浦添市消防本部 予防課 ☎878-3982